

していかいごよぼうしえん
指定介護予防支援

および

かいごよぼう だいごうかいごよぼうしえん
介護予防マネジメント（第1号介護予防支援）

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

かめおかし せいぶちいきほうかつしえん
亀岡市 西部地域包括支援センター

していかいごよぼうしえん かいごよぼう だい1ごうかいごよぼうしえん
指定介護予防支援および介護予防マネジメント（第1号介護予防支援）

じゅうようじょこうせつめいしょ
重要事項説明書

かめおかし せいぶちいきほうかつしえん
亀岡市 西部地域包括支援センター

1、サービス計画に基づいて、ご利用頂いている各サービスについての相談、
ご希望、苦情などは、下の窓口までお申し出ください。各介護予防サービス
事業所等ときめ細かく連絡をとりあい、早急に適切な対応します。

かめおかし せいぶちいきほうかつしえん
亀岡市 西部地域包括支援センター

くじょううけつけまどぐち たんとうしゃ
○ 苦情受付窓口（担当者）

かめおかし せいぶちいきほうかつしえん かんりしゃ ないとう くみこ
〔亀岡市 西部地域包括支援センター 管理者 内藤 久美子〕

じょうき たんとうしゃふざい ばあい たいおう しょくいん うけたまわ
*上記の担当者不在の場合は、対応した職員が承ります。

でん わ
○ 電話 0771-26-0056

えいぎょうじかん ごぜん ごご
営業時間 午前9:00～午後6:00まで

えいぎょうび げつ きんようび しゆくじつ のぞ
営業日 月～金曜日（祝日を除く）

ねんまつねんし やす
年末年始（12/29～1/3）休み

- とうじぎょうしよいがい か き くじょうそうだんまどぐち そうだん
- ・ 当事業所以外に、下記の苦情相談窓口にも、ご相談いただけます。

- かめおかしやくしよこうれいふくしか
- ・ 亀岡市役所高齢福祉課

でんわ
電話 0771-25-5170

- きょうとふこくみんけんこうほけんだんたいれんごうかい
- ・ 京都府国民健康保険団体連合会

でんわ
電話：075-354-9090

- きょうとふなんたんほけんしよ
- ・ 京都府南丹保健所

でんわ
電話：0771-62-4751

2. 亀岡市 西部地域包括支援センターの概要

亀岡市 西部地域包括支援センターの指定番号及びサービス提供地域

名称	亀岡市 西部地域包括支援センター
所在地	〒621-0251 亀岡市本梅町平松ナベ倉12
代表者名	前渕 功
指定番号	2601600048
電話番号	(0771) 26-0056
サービスを提供する地域	本梅町・宮前町・東本梅町・畑野町

職員体制

職員体制	社会福祉士(管理者)	常勤	1名
	主任介護支援専門員	常勤	1名
	看護師	常勤	1名
	看護師	非常勤	1名

3. 運営の方針

- ご利用者が、介護が必要な状態になられても、できる限り住み慣れた自宅
で自立した生活ができるようお手伝いします。
- ご利用者が介護を必要な状態になることを予防するための健康増進や、
介護が必要な状態となられても介護サービスを利用して自立した生活
が送れるよう生活機能の維持と向上を求めます。

- (3) ご利用者がお持ちの生活機能を損なわないよう「できることはできる限り自分でする」ことを常に考えた援助をします。
- (4) ご利用者自身がどのようになりたいかを一緒に考え、ご利用者が意欲を持って目標の達成ができるよう援助します。
- (5) ご利用者の要介護認定や要支援認定のための申請を、ご利用者のご希望をうかがいながらお手伝いをします。また、申請がお済みかどうかを確かめ、必要であれば申請をお手伝いします。
- (6) ご利用者のご様子や、環境などに応じて、適切なサービスを選べるようご利用いただける事業所を全て紹介し、ご利用者にあった保健医療サービスや福祉サービスが地域や事業所から総合的かつ効果的に得られるように配慮します。
- (7) ご利用者の意思と人格を尊重し、いつもご利用者の立場に立って、ご利用者に提供されるサービスの種類や利用する事業者に偏りのないよう提案します。
- (8) ご利用者が医療系サービスの利用を希望された場合などは、ご利用者の同意を得て主治の医師などの意見を頂きます。また、この意見を求めた主治の医師などに計画書の写しをお渡しします。また、ご利用になる訪問介護事業所などから伝えられた、ご利用者の口の中に関する問題やお薬が飲めているかなどの情報、訪問などで亀岡市西部地域包括支援センターが把握したご利用者の状態などについて、主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝えます。

(9) 障害者手帳をお持ちの方が介護保険サービスを利用される場合、指定特定

相談支援事業者と連絡を取り合います。

4. 指定介護予防支援および介護予防マネジメント（第1号介護予防支援）の概要

*要介護認定申請の代行：要介護（要支援）認定を受けるための申請をご利用者

に代わって行います。

*訪問：状態を把握するための訪問を行います。

*サービス計画作成の支援：介護保険サービス等をご利用頂くための計画を、

ご利用者やご家族と一緒につくります。

*経過観察・再評価：サービスを使われてからのご様子をお伺いし、必要があ

ればサービスの見直しを行います。

*給付管理：事業所が行ったサービスを確認し、正しく保険請求されるよう

に管理をします。

*相談苦情の対応：毎日の生活での困りごとの相談をお受けしたり、利用され

ている介護予防サービス等に対する苦情をお伺いし、解決のお手伝いをしま

す。

5. 事業の提供方法

*ご利用者の相談を受ける場所：相談者宅、当センター及び電話

*サービス担当者会議の開催場所：当センター、相談者宅、主治医の医療

機関または、サービス提供事業所

*亀岡市地域包括支援センター職員の居宅訪問頻度：随時

6. 料金

介護予防支援利用料は、指定介護予防支援および介護予防マネジメント（第1号介護予防支援）・契約書・別紙のとおりです。いずれも、介護保険の給付が支払われる場合、ご利用者の自己負担はありません。契約後、サービス計画を作る途中で、ご利用者の御都合により解約した場合の解約料も頂きません。

7. 秘密保持

サービス提供をする上で、知り得た、ご利用者やそのご家族に関する秘密を第三者に漏らしません。個人情報情報の取り扱いは、「個人情報情報の使用に関わる同意書」に従います。また、この秘密保持は、契約終了後及び職員の退職後も同様に守ります。

8. 事故等の対応について

事故や苦情に対しては、事故がおきないように日ごろから注意するだけでなく、もし事故がおきてしまったときを考えて「事故対応マニュアル」「相談苦情対応マニュアル」を作り、適切な対応ができるよう心がけています。また、事故などにそなえ保険にも加入しています。

9. 人権の擁護・虐待等の防止について

(1) 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため責任者を設置し、その他、必要な体制の整備を行い、従事者に対し研修などを行います。

(2) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを亀岡市

つうほう
に通報します。

ひつよう おう せいねんこうけんせいどう りようほうほう しょうかい ひつよう せいど かつよう
(3) 必要に応じ成年後見制度等の利用方法を紹介し、必要な制度が活用できる

てつだ
よう、お手伝いします。

ぎやくたいとううけつけまどぐち たんとうしゃ
虐待等受付窓口 (担当者)

かめおかし せいぶちいきほうかつしえん かんりしゃ ないとう くみこ
亀岡市 西部地域包括支援センター 管理者 内藤 久美子

じょうき たんとうしゃ ふざい ばあい たいおう しょくいん うけたまわ
上記の担当者が不在の場合は、対応した職員が承ります。

10. ハラスメントについて

かめおかし せいぶちいきほうかつしえん てきせつ かいごよぼうしえん ていきよう かんてん
亀岡市 西部地域包括支援センターは、適切な介護予防支援を提供する観点から、

しょくば しょくいんかん りようしゃ かぞく おこな せいてき
職場などにおいて職員間やご利用者およびその家族などから行われる性的な

げんどうまた ゆうえつてき かんけい はいけい げんどう ぎょうむじょうひつよう そうとう はんい
言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を

こ しょくいん しゅうぎょうかんきょう がい ぼうし そち
超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための措置を

こう
講じています。

けいかくさくせい たんとうしゃしめい
サービス計画作成 担当者氏名

たんとうしゃ へんこう きぼう かた えんりよ もう で こうにんしゃ
担当者の変更をご希望の方は、ご遠慮なくお申し出ください。後任者については、

せきにん も ひ つ いただ
責任を持って引き継ぎさせていただきます。

どうじぎょうしょ ほうしん ところづか いっさい えんりよ
*当事業所の方針としまして、お心遣いなど一切ご遠慮させていただきます。

ていきようかいし りようしゃ たいし けいやくしょおよ ほんしょめん もと
サービス提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、

じゅうよう じこう りようかのう じぎょうしょ いちらん せつめい
重要な事項と利用可能な事業所の一覧を説明しました。

れいわ
令和

ねん
年

がつ
月

にち
日

じぎょうしゃめいしょう
事業者名称

かめおかし せいぶちいきほうかつしえん
亀岡市 西部地域包括支援センター

いん
印

じぎょうしょじゅうしょ
事業所住所

かめおかしほんめちやうひらまつなべくら
亀岡市本梅町平松ナベ倉12

せつめいしゃしめい
説明者氏名

いん
印

わたし ほんしょめん じぎょうしゃ していかいごよぼうしえん かいごよぼう
私は、本書面により、事業者から指定介護予防支援および介護予防マネジメン

と（第1号介護予防支援）についての重要事項の説明を受け了承しました。

りようかのう じぎょうしょ いちらん じぎょうしょ じゅう えら けいかくしょ じぎょうしょ
利用可能な事業所の一覧にある事業所から自由を選ぶことや、計画書で事業所

の紹介を受けた場合は、その理由を聞かせてもらえることの説明を受けました。

わたし にゅういん ばあい にゅういんさき いりようきかん かめおかし せいぶちいきほうかつしえん
もし、私が入院した場合、入院先の医療機関に亀岡市 西部地域包括支援セン

ターの利用者であることを伝えます。

りようしゃ
ご利用者

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

だいにん
代理人

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

個人情報^{こじんじょうほう}の使用^{しよう}にかかわる同意書^{どういしょ}

以下^{い か さだ}に定める条件^{じょうけん}のとおり、私^{わたし}（利用者^{りようしゃ}）および代理人^{だいにん}は、亀岡市^{かめおかし} 西部地域^{せいぶちいき} 包括支援センター^{ほうかつしえん}が私^{わたし}と代理人^{だいにん}、家族^{かぞく}の個人情報^{こじんじょうほう}を下^{した}に記す利用目的^{りようもくてき}での必要最低限^{ひつようさいていげん}での使用^{しよう}、提供^{ていきょう}、または収 集^{しゅうしゅう}することに同意^{どうい}します。

1. 利用期間^{りようきかん}

サービス提供^{ていきょう}に必要な期間^{ひつよう きかん}又は契約期間^{けいやくきかん}に準^{じゅん}じます。

2. 利用目的^{りようもくてき}

- (1) 要介護認定^{ようかいごにんてい}（要支援認定^{ようしえんにんてい}）の申請^{しんせい}および更新^{こうしん}、区分変更申請^{くぶんへんこうしんせい}のため。
- (2) ご利用者^{りようしゃ}にかかわるサービス計画作成^{けいかくさくせい}とサービス提供^{ていきょう}のためのサービス担当者会議^{たんとうしゃかいぎ}の情報^{じょうほう}収 集^{しゅうしゅう}および関係者^{かんけいしゃ}の情報^{じょうほう}共有^{きょうゆう}のため。
- (3) 医療機関^{いりょうきかん}、福祉事業者^{ふくしじぎょうしゃ}、介護支援専門員^{かいごしえんせんもんいん}、保健師^{ほけんし}（看護師^{かんごし}）、社会福祉士^{しゃかいふくしし}、介護サービス事業者^{かいごサービス事業者}、自治体^{じぎょうしゃ}（保険者^{じちたい}）その他社会福祉団体等^{ほけんしゃ たしやかいふくしだんたいなど}との連絡調整^{れんらくちょうせい}のため。
- (4) ご利用者^{りようしゃ}が医療サービス^{いりょう}の利用^{りよう}を希望^{きぼう}している場合^{ばあい}および主治医等^{しゅじいなど}の意見^{いけん}を求め^{もと}る必要がある^{ひつよう}場合^{ばあい}。
- (5) 行政^{ぎょうせい}の開催^{かいさい}する評価会議^{ひょうかかいぎ}、地域ケア会議^{ちいき かいぎ}、サービス担当者会議^{たんとうしゃかいぎ}。
- (6) その他サービス提供^{ていきょう}のために必要な場合^{ひつよう ばあい}。
- (7) 介護予防支援契約書^{かいごよぼうしえんけいやくしょ} 第 17 条^{だい じゅう}における業務委託^{ぎょうむいたく}を行う場合^{おこな}、受託居宅^{ばあい じゅたくきょたく}介護支援事業者^{かいごしえんじぎょうしゃ}、および介護予防小規模多機能型居宅介護事業所^{かいごよぼうしょうきぼたきのうがたきょたくかいごじぎょうしょ}、介護予防認知症対応型共同生活介護^{かいごよぼうしんちしょうたいおうがたきょうどうせいかつかいご}へ移行^{いこう}された場合^{ばあい}、ご利用者^{りようしゃ}が要介護認定^{ようかいごにんてい}を受^う

ばあい きょたくかいごしえんじぎょうしょ しせつ じょうほうていきょう
けられた場合の居宅介護支援事業所や施設などへの情報提供。

うえ かくごう きんきゅうれんらく ひつよう ばあい
(8) 上の各号にかかわらない、緊急連絡が必要な場合。

しょうじょうけん 3.使用条件

こじんじょうほう ていきょう ひつようさいていげん ていきょう もくてきがい
(1) 個人情報の提供は、必要最低限とし、サービス提供にかかわる目的以外
しやう りようしゃ りよう けいやく ていけつまえ
には使用しない。またご利用者とサービス利用にかかわる契約の締結前から
けいやくしゅうりょうご だいさんしゃ も
契約終了後においても第三者に漏らしません。

こじんじょうほう もち かいぎ ないよう しゅつせきしゃ けいか きろく せいきゅう
(2) 個人情報を用いた会議の内容や出席者について経過を記録し請求があ
かいじ
れば開示します。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

りようしゃ
ご利用者

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

かぞく だいにん
家族・代理人

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

ぞくがら
続柄